

<p>○ 銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であって銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成三十一年金融庁告示第九号）</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を削る。</p>	改正後
<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 総エクスポージャーの額 次に掲げる額をいう。</p> <p>イ 銀行持株会社にあつては、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十二号。以下「銀行持株会社レバレッジ比率告示」という。）第二条の算式の分母に相当する額</p> <p>「ロ・ハ 略」</p> <p>「三〇十 略」</p> <p>十一 最低所要総エクスポージャーベースTLAC比率 別表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げる比率をいう。</p> <p>「十二〇十四 略」</p>	改正前
<p>第一条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>イ 銀行持株会社にあつては、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十二号）第二条の算式の分母に相当する額</p> <p>「ロ・ハ 同上」</p> <p>「三〇十 同上」</p> <p>十一 最低所要総エクスポージャーベースTLAC比率 別表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げる比率をいう。ただし、例外的なマクロ経済環境を勘案して必要があると認められるときは、金融庁長官が別に定める比率とする。</p> <p>「十二〇十四 同上」</p>	

(外部TLAC比率の計算方法)

第二条 「略」

2 国内処理対象銀行持株会社は、本邦における秩序ある処理の実施に当たり預金保険機構に事前に積み立てられた資金を資本再構築に用いることができる場合には、外部TLAC比率の算出に当たり、リスク・アセットの額に三・五パーセントを乗じて得た額を前項各号の分子に加えることができる。

「号を削る。」

「号を削る。」

3 「略」

4 第二項の規定を適用した場合において、総所要内部TLAC額が、国内処理対象銀行持株会社のリスク・アセットの額に最低所要リスク・アセットベースTLAC比率を乗じて得た額から、リスク・アセットの額に三・五パーセントを乗じて得た額を控除した額を上回るときは、第一項第一号中「最低所要リスク・アセットベースTLAC比率」とあるのは「総所要内部TLAC額に、リスク・アセットの額に三・五パーセントを乗じて得た額を加えて得た額をリスク・アセットの額で除して得た比率」とし、総所要内部TLAC額が、国内処理対象銀行持株会社の総エクスポージャーの額に最低所

(外部TLAC比率の計算方法)

第二条 「同上」

2 国内処理対象銀行持株会社は、本邦における秩序ある処理の実施に当たり預金保険機構に事前に積み立てられた資金を資本再構築に用いることができる場合には、外部TLAC比率の算出に当たり、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を前項各号の分子に加えることができる。

一 最低所要リスク・アセットベースTLAC比率が十六パーセントである場合（第五条において「TLAC段階適用の場合」という。） リスク・アセットの額に二・五パーセントを乗じて得た額

二 最低所要リスク・アセットベースTLAC比率が十八パーセントである場合（第五条において「TLAC完全適用の場合」という。） リスク・アセットの額に三・五パーセントを乗じて得た額

3 「同上」

4 第二項の規定を適用した場合において、総所要内部TLAC額が、国内処理対象銀行持株会社のリスク・アセットの額に最低所要リスク・アセットベースTLAC比率を乗じて得た額から、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を上回るときは、第一項第一号中「最低所要リスク・アセットベースTLAC比率」とあるのは「総所要内部TLAC額に、次項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額をリスク・アセットの額で除して得た比率」とし、総所要内部TLAC額が、国内処理対象銀行持株会社の総エクスポージャーの額に最低所

要総エクスポージャーベースTLAC比率を乗じて得た額から、リスク・アセットの額に三・五パーセントを乗じて得た額を控除した額を上回るときは、同項第二号中「最低所要総エクスポージャーベースTLAC比率」とあるのは「総所要内部TLAC額に、リスク・アセットの額に三・五パーセントを乗じて得た額を加えて得た額を総エクスポージャーの額で除して得た比率」とする。

5 「略」

(最低所要内部TLAC額の計算方法)

第五条 海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社とする銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であつて、当該銀行持株会社が国内処理対象銀行持株会社である場合におけるその主要子会社グループに係る内部総損失吸収力及び資本再構築力(以下「内部TLAC額」という。)は、各主要子会社につき、次に掲げる算式により算出された額のいずれか大きい額(国際統一基準行に該当しない主要子会社にあつては、第一号に掲げる算式により算出された額。以下「最低所要内部TLAC額」という。)以上とする。

【一・二 略】

(注)

最低所要自己資本比率は、主要子会社が国際統一基準行の場合には8パーセント、国内基準行の場合には4パーセント

Pは、2.25

要総エクスポージャーベースTLAC比率を乗じて得た額から、第二項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を控除した額を上回るときは、第一項第二号中「最低所要総エクスポージャーベースTLAC比率」とあるのは「総所要内部TLAC額に、次項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加えて得た額を総エクスポージャーの額で除して得た比率」とする。

5 「同上」

(最低所要内部TLAC額の計算方法)

第五条 「同上」

【一・二 同上】

(注)

最低所要自己資本比率は、主要子会社が国際統一基準行の場合には8パーセント、国内基準行の場合には4パーセント

Pは、TLAC段階適用の場合には2、TLAC完全適用の場合には2.25

Lは、3パーセント

ただし、この算式中の「L×P」については、銀行持株会社  
レバレッジ比率告示第六条第六項の規定の適用があると  
きは、7.1パーセントとする。

2 前項の規定にかかわらず、主要子会社の親法人等である国内処理対象銀行持株会社が、本邦における秩序ある処理の実施に当たり預金保険機構に事前に積み立てられた資金を資本再構築に用いることができる場合には、次に掲げる算式により算出された額のいずれか大きい額（国際統一基準行に該当しない主要子会社にあつては、第一号に掲げる算式により算出された額）を最低所要内部TLAC額とすることができ

【1・11 監】

(注)

Qは、18パーセント

Rは、3.5パーセント

Lは、3パーセント

Pは、2.25

ただし、この算式中の「L×P」については、銀行持株会社  
レバレッジ比率告示第六条第六項の規定の適用があると  
きは、7.1パーセントとする。

Lは、3パーセント

ただし、この算式中の「L×P」については、第一条第十一  
号ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率を適  
用するときは、当該比率をもってこれに代えることとす  
る

2

【同上】

【1・11 監上】

(注)

Qは、TLAC段階適用の場合は16パーセント、TLAC完  
全適用の場合は18パーセント

Rは、TLAC段階適用の場合は2.5パーセント、TLAC  
完全適用の場合は3.5パーセント

Lは、3パーセント

Pは、TLAC段階適用の場合は2、TLAC完全適用の場  
合は2.25

ただし、この算式中の「L×P」については、第一条第十一  
号ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率を適  
用するときは、当該比率をもってこれに代えることとす  
る

備考 表中の「」の記載は注記である。